

## ○学際サイエンス・デザイン専門学群準備委員会規則

〔令和5年10月26日〕  
〔法人規則第50号〕  
改正 令和6年法人規則第18号

### 学際サイエンス・デザイン専門学群準備委員会規則

#### (目的)

第1条 この法人規則は、学際サイエンス・デザイン専門学群（以下「新学群」という。）に係る準備のため設置する学際サイエンス・デザイン専門学群準備委員会（以下「新学群準備委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (任務等)

第2条 新学群準備委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 入学試験の実施に関する事項
- (3) その他学長が必要と認める事項

2 新学群準備委員会は、新学群の設置に向けた諸課題に対応する準備室と連携して、学生リクルーティングの業務を行う。

#### (組織)

第3条 新学群準備委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 新学群を担当する大学教員として大学設置・学校法人審議会における専任教員資格審査を受けた者
- (2) その他学長が指名する者 若干人

#### (委員長等)

第4条 新学群準備委員会に委員長を置き、前条第1号の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

#### (委員以外の出席)

第5条 新学群準備委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (議事)

第6条 新学群準備委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 新学群準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (専門委員会)

第7条 新学群の設置に向けた準備を円滑に進めるため、新学群準備委員会に専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 新学群準備委員会の事務は、関係部局の協力を得て、マレーシア海外教育拠点支援室が行う。

(雑則)

第9条 この法人規則に定めるもののほか、新学群準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規則は、令和5年10月26日から施行する。

(失効)

2 この法人規則は、令和6年8月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令6. 1. 25法人規則18号)

この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。